

国 地 委 第 1 0 号
平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日

新 潟 県 知 事
泉 田 裕 彦 殿

国地方係争処理委員会
委員長 磯 部 力

「国土交通大臣の、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する、北陸新幹線長野・上越（仮称）間、上越（仮称）・富山間、富山・金沢間工事実施計画（その2）の認可」に係る審査の申出について（通知）

国地方係争処理委員会は、「国土交通大臣の、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する、北陸新幹線長野・上越（仮称）間・上越（仮称）・富山間、富山・金沢間工事実施計画（その2）の認可」に係る審査の申出について、別添のとおり決定したので、通知する。

決 定

審査申出人 新潟県知事 泉田裕彦

主 文

本件審査の申出を却下する。

理 由

第1 審査の申出

本件審査の申出の趣旨及び理由は別紙1「審査申出書(写)」、別紙2「回答書(写)」各記載のとおりである。

第2 当委員会の判断

- 1 当委員会は、地方自治法(以下「法」という。)第250条の7第2項において、国の関与に関する審査の申出につき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理することとされている。

当委員会の審査の対象については、法第250条の13第1項において、普通地方公共団体の長等は、「その担任する事務に関する国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの」に不服があるときに、当委員会に対し、審査の申出をすることができるとされている。ここで、「国の関与」とは、「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与のうち国の行政機関が行うもの」とされており(法第250条の7第2項)、「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」については法第245条でその範囲が定められている。

また、法第250条の13第2項においては、普通地方公共団体の長等は、「その担任する事務に関する国の不作為」に不服があるときに、当委員会に対し審査の申出をすることができるとされ、同条第3項においては、普通地方公共団体の長等は、「その担任する事務に関する当該普通地方公共団体の法令に基づく協議の申出が国の行政庁に対して行われた場合において、当該協議に係る当該普通地方公共団体の義務を果たした

と認めるにもかかわらず当該協議が調わないとき」に、当委員会に対し、審査の申出をすることができる」とされている。

審査申出書においては、「審査申出に係る国の関与」について、「国土交通大臣の、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）に対する、北陸新幹線長野・上越（仮称）間、上越（仮称）・富山間、富山・金沢間工事实施計画（その2）（以下「工事实施計画（その2）」という。）の認可」（以下「申出に係る認可」という。）とされており、これは同条第1項から第3項までに規定する審査の対象とはならないと考えられるが、いかなる法的性質に着目して国の関与として審査の申出をしたのか、審査申出人から意見を聞くこととした。

このため、当委員会は、平成21年12月2日に、いかなる理由によって申出に係る認可を同条の対象として審査の申出をするのか、14日以内に明らかにするよう、別紙3のとおり説明を求めたところ、審査申出人から同月14日付けで回答書が提出された。

2 この回答書の記載についての当委員会の判断は次のとおりである。

(1) 国土交通大臣による意見聴取を当委員会の審査の対象とする点について（「回答書」1（1））

審査申出人は、全国新幹線鉄道整備法（以下「全幹法」という。）第9条第4項による国土交通大臣による意見聴取（以下「本件意見聴取」という。）は、「国の関与」に該当するとし、実態を審理するよう求めている。

法第250条の13第1項は、委員会の審査の対象を、「国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの」に限定している。

そこで、本件意見聴取についてみると、全幹法第9条第4項は、国土交通大臣に対して、同条第1項の規定に基づき建設線の工事实施計画を認可しようとするときは、建設に関する工事に要する費用を負担すべき都道府県の意見を聴かなければならないとするものであり、これは、新幹線鉄道の存する都道府県が全幹法第13条第1項の規定により新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担することを前提として、当該都道府県が国土交通大臣に対して意見を提出する機会を手続的に保障する趣旨によるものと解するのが相当である。

したがって、全幹法第9条第4項が規定する意見聴取は、行政処分の性質を有するものではなく、かつ、権力的な事実行為ではないから、本件意見聴取は法第250条の13第1項にいう「国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公

権力の行使に当たるもの」に該当しない。

このため、本件意見聴取は、同項が定める委員会の審査の対象には該当しないというほかはない。

また、審査申出人は、本件意見聴取が「国の関与」に該当しないとなると、「実質的な紛争は解決されず、迅速な紛争の解決を定めた地方自治法の趣旨からも逸脱することになるもの」と主張している。

当委員会は迅速な係争の解決を設置趣旨の一つとしているが、これは行政内部の手続とすることで国と地方公共団体の間に生じた係争の迅速な解決を図る趣旨であり、このことが当委員会の審査の対象の範囲に影響を与えるものではないから、当委員会の設置趣旨から本件意見聴取が「国の関与」と解されるべき旨の主張は失当である。

(2) 機構に対する国土交通大臣による工事实施計画の認可を当委員会の審査の対象とする点について（「回答書」1（2）ア）

審査申出人は、申出に係る認可は、機構に対して工事の実施内容を決定するとともに、新潟県に対してその建設費用の負担を併せて決定するものであり、「国の関与」であるとする。

しかしながら、1で述べたとおり、「国の関与」とは、法第245条に該当することが前提である。同条は、国の行政機関又は都道府県の機関が行う行為のうち、「普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限」るものとしており、申出に係る認可は機構を名あて人とするものであるから、これが「国の関与」に該当しないことは明らかである。

審査申出人は、処分の形式はともかく、実質的に新潟県に対する「国の関与」が存在したことは明らかとしているが、当委員会の審査の対象は法律により定められており、当該法律の規定により判断されるべきである。

(3) 国土交通省による工事实施計画の決定という行為を当委員会の審査の対象とする点について（「回答書」1（2）イ）

審査申出人は、国土交通省による工事实施計画の決定という行為をして「国の関与」にあたるとする。

この点、審査申出人のいう「国土交通省による工事实施計画の決定という行為」とは何を指すものか明らかではないが、仮に申出に係る認可をいうとすれば、(2)と同じである。

- (4) 国土交通省から新潟県への通知を当委員会の審査の対象とする点について（「回答書」1（3））

審査申出人は、申出に係る認可に併せて国土交通省から新潟県に発出された認可通知（審査申出書甲第2号証）（以下「本件通知」という。）は、新潟県に対し具体的な建設費用の負担対象を特定するものであり、「国の関与」に該当し、法第250条の13第1項により審査対象となるものであるとする。

本件通知は、法令に基づくものではなく、国土交通省鉄道局施設課長から新潟県交通政策局長に対して「北陸新幹線…工事実施計画（その2）について」「平成21年10月9日付け国鉄施第45号で認可した」ことを知らせるものであり、単に一定の事実を通知する行為にすぎない。新潟県に対する具体的な建設費用の負担対象は、全幹法第13条第1項及びこれに基づく政令で定めるところにより特定されるものであって、本件通知によって特定されるものではない。

したがって、法第250条の13第1項にいう「国の関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの」には該当しない。

- (5) 国土交通省による意見聴取の不作為を当委員会の審査の対象とする点について（「回答書」1（4）ア）

審査申出人は、申出に係る認可に当たり、国土交通省は、新潟県から法律に定める十分な意見聴取を行っておらず、国のなすべき関与につき不作為があり、当委員会の審査対象となるとする。

審査の対象について、法第250条の13第2項において、「国の不作為」に不服があるときに、当委員会に対し、審査の申出をすることができるとされている。ここで、「国の不作為」とは、地方公共団体から「申請等が行われた場合において、相当の期間内に何らかの」「処分その他公権力の行使に当たる関与をすべきにかかわらず、これをしないことをいう」のであって、ここで「申請等」とは、「法令に基づく申請又は協議の申出」をいうものである（法第250条の2第1項）。本件意見聴取が「法令に基づく申請又は協議の申出」に該当せず、さらに、「処分その他公権力の行使」にも該当しないことは明らかであり、法第250条の13第2項による審査の対象と解することはできない。

- (6) 協議の不存在を当委員会の審査の対象とする点について（「回答書」1（4）イ）

審査申出人は、普通地方公共団体との協議は「国の関与」であり、国と新潟県との間で工事実施計画についての十分な協議がなされていないことから法第250条の13第3項に規定する「協議が調わないとき」に該当し、当委員会の審査対象となるとする。

審査の対象について、同項において、「普通地方公共団体の法令に基づく協議の申出が国の行政庁に対して行われた場合において、当該協議に係る当該普通地方公共団体の義務を果たしたと認めるにもかかわらず当該協議が調わないとき」に、当委員会に対し、審査の申出をすることができるかとされている。しかしながら、全幹法においては、工事実施計画について普通地方公共団体との協議を義務付ける規定は設けられていない。したがって、「協議が調わないとき」に該当しないことは明らかであり、同項による審査の対象と解することはできない。

3 以上のように、審査申出人から提出された回答書の記載を併せて考えても、本件審査の申出は、法第250条の13に規定する審査の対象に該当するとは認められない。

4 よって、本件審査の申出は不適法であるから、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

国 地 方 係 争 処 理 委 員 会

委 員 長	磯 部 力
委 員 長 代 理	長 谷 部 恭 男
委 員	岩 崎 美 紀 子
委 員	大 橋 洋 一
委 員	篠 崎 由 紀 子